

平成27年度第一回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成27年6月5日(金)
午後3時から午後4時30分まで
場所) 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀会長, 金東瑛委員, 小関一絵委員, 末松和子委員,
西部忠司委員, 古山しづ江委員, 宮澤イザベル委員

■欠席委員

加藤亨二委員

■事務局出席者

高砂義行経済商工観光部次長
三坂達也経済商工観光部参事兼国際経済・交流課長
鈴木誠国際経済・交流課課長補佐(企画・他文化共生班長)

【開会】

ただいまから、「平成27年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」を開催いたします。
開会にあたりまして、経済商工観光部次長の高砂から御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

次長) 経商部次長の高砂でございます。本日はお忙しいなか御足労いただきましてありがとうございます。また、県の多文化共生施策の推進にあたりましては、日頃から多大な御協力をいただきまして、大変感謝しております。厚く御礼申し上げます。

昨年度は委員の皆様にご尽力いただきまして策定いたしました「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づいて施策を推進していく初年度でございました。本日は、昨年度に実施した多文化共生社会の形成促進に関わる各種事業の実施に関する御報告と、今年度を実施する事業計画について、御審議をいただきたいと思っております。

第2期計画は、東日本大震災の経験を踏まえまして、外国人・県民を含めた地域コミュニティの形成や、地域参画による外国人・県民の社会参画の推進を図る事としていることから、昨年度につきましては、仙台市を除く県内市町村をM I Aと訪問し、現在の多文化推進状況や、抱えている問題や課題など、現場の声を聞いてまいりました。それらを踏まえまして、地域住民や学校への啓発などに力を入れていく事としておりますけれども、これらの事業は県だけで実施できるものではございませんので、市町村の力や関係機関との連携を一層深めながら各種事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様方には引き続き多文化共生社会実現のため、大所高所からの御意見を賜りますようお願い申し上げます。

一方で、現在国の方では産業競争力強化といたしまして、外国人材活用を重要な成長戦略と位置づけておりました、高度外国人材の受入を促進しているという事でございます。本県におきましても、国際ブランド「MIYAGI」の確立による富県宮城の実現を目指しまして、「国際戦略プラン」を作成し、各種施策に取り組んでおりますけれども、この中でも多文化共生の推進を掲げ、外国人県民が本県地域を支える人材として能力を発揮できるように支援してまいりたいと考えております。委員の皆さまには、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

司会) 続きまして、本年度の事務局職員を御紹介いたします。

只今御挨拶申し上げます、経済商工観光部次長の高砂でございます。

続きまして経済商工観光部参事兼国際経済・交流課長の三坂でございます。

課長) 昨年度より引き続きになります。よろしく申し上げます。

司会) 私、企画・多文化共生班課長補佐 鈴木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

なお、高砂次長でございますけれども、本日この後所用がございます、大変申し訳ございませんが退席とさせていただきます。

次長) 申し訳ございません。(退席)

司会) 本日の審議会ですが、審議員の皆さま10名で構成されてございますが、本日は9名の御出席をいただいております。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の半数以上の御出席をいただいておりますことから、本日の会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日は加藤委員が御欠席となっております。

また、県の情報公開条例に基づきまして、本審議会が公開となっておりますことを申し添えます。

本日使用する資料等につきましては、事前にお送りしておりますが、お忘れになった方はいらっしゃいますでしょうか。(確認)・・・ありがとうございます。

それでは、ここから条例第17条に基づき、議事の進行につきましては会長をお願いしております市瀬委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

市瀬会長) 本日は委員の皆さま、様々な面で御活躍のお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

昨今のニュースですと、北海道に中国人観光客の方が3000人いらっしゃったという事で、旅行や観光でインバウンドという言葉が政策の面でよく出てくるようになりました。また先程御紹介のあったとおり、国では高技能の外国人の方、それから介護士や建築分野の方などの実習生という事で、様々な長期のいわゆる移民というふうに言われる方々の受入の策

が進んでいるところです。そこで、東京や北海道、大阪といった地域を歩けば、町全体が非常に多文化の様相が強くなっているという感じがします。一方で宮城県は0.61%ですので、外国人の定住は数字としては堅調ではありませんが、そういった状況の中で、早くから条例を制定して推進計画を作成して、意識の壁、言葉の壁、生活の壁の解消に向けて取り組んでいるという事は、大変優れた取り組みであると思います。

是非、この審議会を通してこういった行動計画に対して、それを実りのあるものにしていきたいと思いますので、委員の皆さんの御意見と御発言をお願いしたいと思います。

それでは、ここからは座ってお話させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず議事事項の(1)平成26年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について、事務局の方から御説明をよろしくお願いいたします。

課長) ※資料1に基づき説明

市瀬会長) はい、ありがとうございます。

平成26年度の多文化共生施策という事で、意識の壁と言葉の壁と生活の壁と、3つの側面から行った事業の説明、それから更に評価指標の進捗状況について御説明していただきました。

それではまず、今の内容につきまして、事実確認の質問等から始めたいと思いますが、何かございましたらどうぞ遠慮なく御意見下さい。よろしくお願いいたします。

では、李委員よろしくお願いいたします。

李委員) 指標の事に関してですが、評価指標2の場合は、先程市町村の担当者というふうにおっしゃいましたが、その担当者を教えていただきたいのと、例えば啓蒙などの説明会を開く時に、どのような範囲でどなたに来て下さいというふうにされるのかというのを教えていただきたいと思います。

もう1つは、12ページの日本語講座に関してなんですが、ここでカウントされている日本語講座はどのような日本語講座なのか、県からお金が出ている所なのか、日本語講座はあちらこちら沢山あるかと思うのですが、それをカウントしないのであれば、その基準を教えてくださいと思います。全体的に指標を数えるときに、カウントする基準があれば教えてくださいと思います。

市瀬会長) それでは課長、よろしくお願いいたします。

課長) 最初の質問でございますけれども、市町村の担当としては、民生委員、児童委員を所管しております窓口という事で想定しております、そちらの方々を対象に説明会の方を実施したいというふうに考えているところでございます。

先程も説明しましたが、民生委員、児童委員につきましては地域の町内会等でお世話役をするような役割を担っております、報酬等がボランティア的な取り扱いの中で多くの業務を担っていただいているということで、なかなかこういったところまでお受けいただくのは、

難しいような状況になっているかと思いますが、実際市町村を回っていく中では、必要性を感じていただいている部分もございますので、今後更に働きかけを強めていきたいと考えておりました。

2番目の御質問ですけれども、日本語講座につきましては基本的に、例えば専門学校等で行っているような日本語講座等は含んでおりませんで、例えば自治体でありますとか、国際交流協会でありますとか、一部実費等負担いただきますけれども基本的にはボランティア教師の方々が行っているような講座のことを想定しております。基本的には、宮城県が宮城県国際化協会に委託して実施している講座につきましては県から経費は出てございますけれども、それ以外の市町村で実施しております講座等につきましては県から経費は出ておりませんで、一般的には市町村さんが補助や運営費の一部を負担しているような場合が多いかというふうに理解しているところです。

市瀬会長) よろしいでしょうか。お続けになりますか?どうぞ。

李委員) 私が質問させていただいたのは、評価指標2に関しては、確かに町内会とか民生委員などに説明をされるのも直ぐ思いつくようなところだと思いますけれども、例えば研修生とかがたくさんお見えになっているのであれば、その関連企業などに、その企業の担当者等に説明会を案内されたりすればゼロにはならないのかなというように思いました。

もう1つの日本語講座に関しては、私は全部調べたわけではないのですが、やはりカウントされるのとされないものが、むしろ漏れる場合があるのではないかというところで、私立学校などは数える必要は勿論ないと思いますけれども、様々なところでボランティアをやっているところをなるべく漏れないようにカウントすれば、この計画の推進に関して協力して行っているという意識も高くなりますし、指標自体も高くなるのではないかなというふうに思いました。以上です。

市瀬会長) はい、よろしいですか。三坂課長、よろしくお願いします。

課長) 県では多文化共生に関する取り組みとしまして、直接県民の方に働きかける機会としてシンポジウム開催事業を実施しておりますで、資料2のところの説明させていただいたところでございますが、この事業についても多くの方々に、県の多文化共生の取り組みを知っていただくような場面になってくるかと思えます。ただ評価指標の2につきましては、シンポジウムの数字についてはカウントしないような形で実施しておりますけれども、考え方をもう少し整理していく必要もあるのかなというふうに感じたところでございました。

それから日本語講座の方につきましては、カウント漏れ等がある場合もあるのかと思えますので、市町村でありますとか市町村の国際化協会等を通じまして、情報収集の方に努めてまいりたいと考えております。

市瀬会長) はい、李委員よろしいでしょうか。

その他に何かありましたら遠慮なくお願いいたします。では、末松委員。

末松委員) 簡単な質問ですが、先程の評価指標6のところ、技能実習生を除いた外国人雇用者の数とありますが、何故この技能実習生を除くのでしょうか。厚生労働省の調査が元々除いたものになっていたという理解でよろしいでしょうか。その場合、宮城県は技能実習生がどれ位いるかという実態は把握されているという理解でよろしいでしょうか。

市瀬会長) はい、それではお願いします。

課長) はい、指標の取り方としまして、御指摘のとおり厚生労働省の調査に基づきました数字の方を採用させていただきました。技能実習生につきましては、その本来の目的がやはり研修という事であって、一応建前上は労働者とは違うジャンルの存在というような形になっておりますので、そういう取り扱いとしております。

少し補足させていただきますと、この計画期間前後の技能実習生の数でございますが、平成23年からの推移で申しますと、平成23年が395名、24年が604名、25年が990名という形で増えているような状況でございます。

末松委員) ありがとうございます。何故お聞きしたかという点、最近宮城県に在住する外国人が、違う形態の在留資格であれ増えているということは、それなりのサポートを必要とする人達が増えているということです。

最近ベトナム人の東北大学の学生と話す機会がありまして、東北大学ではベトナム人の学生が今3~40人おりますが、最近非常にベトナム人の学生が増えていると、それも日本語学校に通う学生がどうも増えていると、それも1000人近いベトナム人がいま宮城県にいるということ、そのベトナム人の留学生が言うておりました。私達は全くそういう状況を把握していないので、例えば学生とか生徒達が一気に増えるような事がある場合、それは宮城県でも把握されて、例えばその人達の在留資格は、日本語を学ぶために来ているのは留学の在留資格だと思いますが、それ以外の在留資格で来ている人達がいるのか、その人達はどのような支援を求めているかという事を、随時把握しておく事が大事なのではないかと申してお聞きしたまでです。

課長) はい、非常に重要な点だと思います。実は統計上の問題で申しますと、国でとらえている資料をいただいて我々の施策を考えていくのですが、国籍別の在留外国人数の推移というものがございまして、例えば県内に住んでいるベトナムの方、これも直近3年ほどで申しますと、平成24年が382名、それから平成25年が796名、平成26年度が1097名と、これも大変大きな伸びとなっているところでございます。この国籍別の推移と、先程申しました在留資格別、例えば留学でありますとかクロスした資料の方がございませぬので、どういふ方々が増えたかというのは推定するしかないのですが、おそらく留学で来られている方も若干増えていると思いますし、それから最近で申しますと、ベトナムの方は震災後再建している水産加工場等で漁業実習生という形でお働きになっている方でございますとか、それから特に、末松先生がおっしゃったとおり日本語学校の方が、例えば中国とか韓国、主と

して中国から来ていた方が震災前は非常に多かったわけですが、やはり東北地方については来たくないという方が非常に増えたということもございまして、一時的にドンと減りました。最近多少戻っている傾向はあると聞いておりますけれども、いわゆる4年生大学の留学の方についてはかなり戻ってきましたが、日本語学校の方についてはなかなか戻りが遅いという事もあるって、日本語学校の方々は積極的に東南アジアの方々を留学生として招致しているというふうに聞いておりますので、そういった方々が非常に増えているという状況にあると聞いております。

そういった方々につきましては、末松先生がおっしゃるとおり、特に顕著に増えているのがベトナムでありますとか、特にこの1、2年でございましてネパールといった国が増えているという状況にあると聞いております。

市瀬会長) 西部さんお願いします。

西部委員) 外国人の雇用状況報告というものを毎年度とっておりまして、そこでは在留資格別でどういう方が働いているかということ調査し作成されております。お話のとおり、ベトナムとネパールのところが増えているというふうに聞いておりまして、在留資格で見ると資格外活動の留学ということで聞いているところです。それから、技能実習生の推移につきましては、宮城県全体で平成25年の10月で990人という調査結果となっております。26年の10月の時点では1,230人ということで、更に二百数十名増えているということ聞いております。

少しだけ補足させていただきました。

市瀬会長) ありがとうございます。イザベル委員、お願いいたします。

イザベル委員) 私も統計については興味がありまして、施策について外国人には少なくとも絶対必要なのですが、どういう種類の人に来ていて何が必要かという事を考えると、この報告がニーズに合っているのかどうかを見るためにも、外国人の今までの推移と、出身国と、新しく来た外国人がどの位なのかを、次回からでも見る事ができれば助かります。例えば日本語学校で新しく来た人達の方が、もしかしたら日本語ができない人達かもしれないので。それから雇用者数においても、一応は外国人が増えているということですが、どういう方が増えているかという事を見せたい。

MI Aの広報誌の中にはベトナム語とフィリピン語の相談員が増えたという話も記載されていまして、そのニーズに応えようとしているのだらうと思いました。

もう1つは日本語学校の生徒数ですね、学校の数はわかりますか？生徒がどの位いるのか、増えているのか減っているのかということも把握できれば有り難いと思いました。

日本語講座の数で仙台市が1つ減りましたが、私も仙台市市民なのでどれが減ったのかということ、教室によって特徴があるので教えていただければと思います。

市瀬会長) はい、お願いします。

課長) 在留外国人の推移ですけれども、宮城県で申しますと、震災前の2011年に登録された数はトータルで16,101人でした。その前概ね4年位は、大体16,000人台位で推移していたところですが、2011年震災がございまして、13,973人に大きく落ち込んだところでした。その後2012年に14,214人、2013年に15,247人、直近の2014年、平成26年度になりますけれども、16,274人ということで、震災前の水準にようやく戻った状況でございます。

4年でようやく戻ったというところもあるわけですが、そういう意味ではそれなりに色々な方々の努力もあってこういう形になっているのだろうと考えているところでございます。

それと、日本語講座の受講生の数につきましては、手元に資料がございませんが、仙台市の講座が1つなくなったものについては、確か仙台国際交流協会の実施している講座で色々なジャンル分けの講座がありましたけれども、特定の講座について申し込みが少なくなってきたので1講座統合しましたというようなお話だったかというように記憶しているところでございます。宮城県で日本語講座を主に委託しております宮城県国際化協会の方の話としても、やはり従来と比べると来ている方の傾向が多少変わってきているということで、従来準備していた講座と少し状況が違ってきているという話をされております。例えば以前は中国から来ている方が非常に多く、ある程度日本に対する理解があるような方々だったのですが、最近は日本の理解があまりないような東南アジアの方々が増えていたり、色々な国の人がいるようです。様々な国の方々が様々な文化の背景を持ってきており、教室の運営が微妙に変わってきているというようなお話を聞いていたところでございました。

市瀬会長) はい、三坂課長どうもありがとうございました。

これまでの質疑応答により現在の多文化の状況が見えてきたというふうに思います。

もしその他にございませんようでしたら、引き続きまだ議事が残っておりますので、課長に御報告をお願いしたいと思います。

次の議事は、議事事項の2、平成27年度多文化共生社会推進事について、事務局から御説明をお願いいたします。

課長) ※議事事項2説明

市瀬会長) ありがとうございます。最後の市町村振興総合補助金の方は大変いいお話で有り難いことです。

それでは今お話いただいた平成27年度の事業につきまして、先程御報告いただいた26年度と照らし合わせて、色々御質問とか御意見とかあると思いますのでよろしく願いいたします。

末松委員) 御説明ありがとうございました。

数点質問をさせていただきたいのですが、まず意識の壁の解消事業という事で90万円ち

よっと、予算の半分近くをこの意識の壁の方に使用されているということですが、三分の一ですね。今までの取り組みでも力を入れて頑張っていらっしゃるということは重々承知しておりますが、このあたり何となく苦戦されているような感があります。

というのは、参加者の顔ぶれがそれほど多様化しないということ、それから参加者自体がそれほど多くないということで、ここにこの予算をつぎ込むのは、今まで上手くいっていないからこそ今度はメニューを変えて成功させたいという意気込みでされるのか、今までと同じようにやっていくという事に主眼を置いてこういうふうな策をたてられたことなのか、というところを1点お聞きしたいということと、それから先程非常に素晴らしい情報を提供いただいたのですが、外国人に対して多言語の相談というところで相談件数も増えてきて、多様な質問がされてきているという事をお見受けしましたけれども、例えばここに出てきた事例等を事例集として Q&A のような形で、パンフレットではなく、パンフレットはなかなか行き渡りませんし一度捨ててしまうともう入手できなくなってしまうので、例えばホームページや SNS 等を通じて広く外国人の方たちに共有できるような形で提供できないかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

市瀬会長) はい、では三坂さん。

課長) 予算の関係、それから事業の組み方ですけれども、今年度は2期計画の2年目という事でもありまして、あまり新しい事に取り組む部分というのは非常に少なくなっております。従って、どうしても昨年度の微調整のような状況になっているのが実態で、その中で多少メリハリをつけたような形になっているところですが、これがこう変わりました、というように大きく言えるような部分というのはあまり無いというふうに感じているところでございまして、もう一工夫が必要なのだろうと考えております。

2つ目の質問ですけれども、必ずしも適当ではないかとも思いますけれども、どうしても予算に表れてこない部分と申しますか、人の力でやっている部分というのが多文化共生推進事業の場合非常に多いものですから、しかもノウハウが M I A の方に蓄積されてきているというところもございまして、そちらと協力しながら進めていくような形というふうを考えております。

市瀬会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では李委員よろしくをお願いします。

李委員) 今の質問に関連して、先程市町村にも補助金を出すようになっていたと伺いましたが、それは例えば意識の壁の分野に関連するものでも補助金の申請が可能なのか、また、どの範囲で補助金が出せるのかという事をお聞きしたいと思います。もしその補助金を交付するのであれば、シンポジウムとか、あるいはそれこそ意識の壁を無くすために、もう少し幅広く市町村にも解放してそれで公募を募るとか、そういったことは考えられるのかという事をお聞きしたいです。

市瀬会長) はい、課長お願いします。

課長) この市町村振興総合補助金につきましては、先程も申し上げましたように、市町村がこういう事業をやりたいというのを選ぶ事業になっておりますので、その中で、多言語化、例えばこういう多言語の資料や多言語のホームページ作成、それから日本語講座、多言語相談事業等を行うメニューを作っており、それを取り扱っていただくというような仕立てにしています。ですから、県が示した例示に類するような事業に取り組んでいただくというのが重要になってきます。

ただ、この市町村総合補助金の性格上、例えば様々な事業がメニューとしてございますので、その中で多言語化を優先していただくかいただかないかというのは、やはり市町村の御判断というものが出てきてしまうということになります。例えば同じ総合補助金のメニューの中に、魅力ある地域づくりや、最近流行っている I ターン、U ターン、J ターンといった都会からの移住促進の事業、また、ごみ減量化など、さまざまな事業メニューが 4 4 位エントリーされておりまして、その中の 1 つにこの多文化推進事業の方もエントリーしたところ です。

当課としましては、二分の一の補助率としているところでございますけれども、市町村の取り組みが他の事業との競争になってしまうということがありまして、予算の枠の中で、どの事業に振り向けるかというのが市町村としてもなかなか難しいところかなと思います。

それから末松委員から先程御質問された中で、ホームページの活用という事に関しまして、M I A で色々な印刷物を作成して普及啓発に努めておりますが、昨年度、M I A と話し合いをしまして、なるべく HP 化しようという話をしたところでございました。パソコンを使用しない人もいるのでは、という方も多いたとは思いますが、最近はスマートフォン等もありますので、なるべくネットでやりましょうということについて、M I A の方でも大分御理解をいただいて、本年度から多くのものを HP で情報提供できるような形になってきましたので、その相談についてもそのような取り扱いができないか、改めて御相談したいと思っております。

市瀬会長) ありがとうございます。補助金についての細かい説明と情報の提示と公開ということで色々教えていただきました。

では阿部委員よろしく申し上げます。

阿部委員) 今年度の事業の中で、1 意識の壁の (5) についてお聞きしたいのですが、まだ (テーマ案) となっておりますが、これは他にも何か考えている案がおありでしょうか。

もしこのテーマ案で実施する場合には、学校教育での多文化共生の啓発というのは、実施できれば非常に良いことだと思います。いま机上のことで勿論良いのですが、この学校教育分野での啓発方法ということについての対象は、職員なのか児童生徒なのか、つまり大人を対象としたものと考えているのか、あるいはもっと若い年代の人を対象と考えているのかということ、もしお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

市瀬会長) はい、では三坂課長。

課長) この提案が出て来たのは国際化協会の方からなのですが、学校現場には色々な国籍の方が増えてきており、日本と違う習慣等をお持ちのために様々なフリクションがおきる場合があるため、それをどのように上手く受け止めていくかが大変だというような議論があったことから、このようなテーマでやっていきたいという意味はあるのですが、一方、教育庁と相談すると、やはり少し違う視点も持っていて、なかなか難しいテーマだと思っているところです。しかし、可能ならば色々な方々の御指導を受けながらこういったテーマで実施したいのですが、もう少し時間かかるかもしれないと思っていますところです。

このテーマで実施する場合には、学校現場に即したような中身の議論になるようにしたいと考えております。その対象としては、主として子どもとその教育をする方というようなイメージとは思っておりますが、一方、そうしてしまうとあまりに問題が生々しいという話もあり、難しいところだと思っております。

市瀬会長) 阿部委員。

阿部委員) そうすると(5)は、今年度はただ実施ではなくて予定で終わるかもしれないということなのでしょうか。

市瀬会長) お願いします。

課長) テーマについてはまだこれに決まっているわけではないので、いくつか複数提案がある中で、当初案としてこれを出しておりますけれども、最終的にこれは直ぐやれるかどうか分かりませんが、やはり大きい問題ですので、できるだけ早くやれば良いなと思っていますところです。

市瀬会長) はい、では小関委員どうぞ。

小関委員) 私もさきほどの5番のところに関連しています。多文化共生は、今まではやはり大人を対象にして、沢山経費をかけていても、なかなか思うようにいかないところもありますね。ですからやはり子供の時からそういう啓発をした方が大事だと思います。

多文化共生もすごく大きい言葉ですけれども、子供達としては多文化共生よりも、身近な国際交流、身近に他の国のお友達、同級生、身近にある違う言葉や文化・習慣、あるいは違う肌の色、そういう子供達が身近にいることを認識して、それでも皆さんが同じこの地域社会や学校で対等に生きています、という事を子供達が認識できたらいいと思います。

実は今日の午前中に、ある中学校のPTAの役員から個人的な相談があり、9月にPTA主催の国際交流関係のイベントを予定しており、1学年2クラスの子供達に外国の文化に触れさせるという企画をしていますが、モンゴルの馬頭琴か、他のおそらく2~3カ国の演劇のようなものを催したいと思っていますのですね。しかし、現実的に経費がなく、15,000円しかありません。これもPTA会費から出ています。そこから子供達の飲み物代なども引かな

くてはなりませんし、馬頭琴はプロしかいないので多分お金かかるのだらうということで、私達中国の二胡のチームもあるので、もし良かったらボランティアで参加もできます、という話になっておまして、そういう経費についても何か補助金という形で申請できるものなのか、例えば学校でこういうイベントがある場合ならばこういうルートで申請できる、といったことを、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

市瀬会長) では補助金の制度についてもう一度お願いします。

課長) 先程申しました説明の補助金については、基本的に市町村が対象になりますので、普通の民間の方を対象にした補助金としましては、助成金という形なのですが、未来の東北博覧会記念国際交流基金という、宮城県国際化協会と2枚看板で行っているものがございまして、これは博覧会での収益金等を中心に作った基金ですけれども、年4回・3ヶ月ごとに、その期間に民間団体が実施する国際交流事業ですとか、国際協力事業等について、一部を助成するような事業になっておまして、例えば外国の方を呼んで交流をするようなものも対象になっているというふうに記憶しております。ただ、非常に厳しい基準で、かなり自己負担も出るような助成の作りにはなっているのですが、担当者の方に御相談していただくのがいいかなと思います。

県以外でも様々な文化的な取り組みについて助成する機関があると思いますが、今すぐに私として思いついたのは、そういったところでありました。

市瀬会長) 情報提供ありがとうございました。

さて、それでは私も少しお話ししてよろしいですか。

これまでの県の担当の方々の御尽力、心から御礼を申し上げたいと思っております。

先程の市町村巡回訪問の話、或いは市町村職員の研修会の話をしていただいたところですが、市町村からの様々な多文化共生における困難な課題の情報等が出てきているところかと思えます。先日M I Aの理事会の時にも少し発言させていただきましたが、イメージとしてはM I Aと県が縦に繋がっている感じがして、例えば同じような困難を抱えている市町村だとすれば、一旦県に戻るのではなくて、お互いにこんな課題があったというような事を共有できるような、そういうフレームがこの第2期計画のちょうど〇になっている線の部分(「関係機関の役割分担とネットワーク」の図)というふうに思いますので、是非、お互いに情報を共有できるような方向に向けていただければと感じているところです。

そして、それらの課題ですが、必ずしも解決に向かわなくても、こういう困難な問題があるということを知ることができるといっても十分に意味があるのかなというふうに考えております。

それからもう1つは、先程民生委員等に対する啓発の話で、非常に苦勞されているという事を感じましたが、多分そういう理念的なお話だときっと時間を取ると思いますので、仮に例えばこのヘルプカードを配って少し説明するとか、非常にプラクティカルな部分で5分だけ挿入させていただくとか、そういうふうな感じでもよろしいのかな、というふうに思っております。理念の浸透なのか、それともスキルとか情報の提供なのかという部分で精査して

考えていかれるとよろしいのかな、というふうに思いました。

少し提言になりましたけれども、よろしくをお願いします。

他に、では古山委員よろしくをお願いします。

古山委員) 評価指標の2という事で、一般向けのパンフレットとありますが、町内会や民生委員に配布するとして、具体的にどういうパンフレットにするのか、また、指標2の対象である一般の県民はどのような人なのか、例えば興味があつてシンポジウム等に参加した人が数に入っていないということだと、何をカウントするのかということ疑問に思いました。

市瀬会長) はい、それでは課長からお願いします。

課長) パンフレットの中身につきましては現在精査中ですけれども、今の御意見も受けまして、興味を引くような中身になるようにしていきたいと考えております。それから、先程も申しましたとおり、シンポジウムと一般の県民の方向けの指標の関係を再度精査して、どういう形で出していくことが良いのか再度検討してみたいと思います。

市瀬会長) それでは時間も迫ってきました。金委員よろしくをお願いします。

金委員) はい。実は、今年が日本と韓国の国交正常化50周年という事で、我々民団や未来の東北博覧会記念国際交流基金など日韓交流に携わる団体が実行委員会となつて、6月22日に「ジュリアおたあ」というミュージカル公演を行います。小西行長の養女になつた、朝鮮から連れて来られた方をテーマにしたミュージカルです。チケットはどんどんさばけている状況ですけれども、もし御興味のある方は皆さんに声をかけていただき、是非見にきていただきたいと思ひます。全体としては莫大なお金がかかりますが、全額ではないですけれども一部基金の方でいただきまして、大きい事業ができるので感謝しております。

それともう1つ、先程学校教育分野への広報とか啓蒙活動という話がありましたが、これはただの理想の話ですけれども、今このような多文化社会になつてきて、同級生に目や肌の色や言葉が違ふ友達がいて当然の社会だという事を分かつてもらうためには、子供のうちから何かしらの啓蒙活動をした方がいいと思ひます。しかし、それもやはり当然お金が沢山かかるかもしれませんので、良いアイデアで、子供が学校でビデオでも見て楽しみながらこういう事が分かるような、何かコンテンツのようなものがあればいいのかな、というふうに思っております。

それには、プロに頼まないといけないことですからお金がかかると思ひますけれども、皆さんで少しアイデアを出していただいて、見て楽しくなるような、そういうふうなものが何かあったらいいのでは、と思ひています。

市瀬会長) ありがとうございます。

学校教育分野については、小関委員と金委員からも、外国人の生徒ではない一般の学生さんに対して多文化共生をどのように啓発していくのかということについて要望があつたと思

います。今後もしそういうテーマで取り組まれるのでしたら、少しお考えいただければと思います。

それでは李委員お願いします。

李委員) 少しお願いですけれども、この審議会の委員となっておりますが、年に1回か2回開催された時にこの場に来て、事業、事案等の報告を伺いますけれども、委員に日程を伺う時にもメールなどで連絡をいただきますが、もし出来れば、例えばシンポジウムとか、先程市町村に回られるというお話がありました。その日程などについてお知らせをいただきたいのです。日程を合わせて下さいということではなく、何かこういった知らせを私は頂きたいんですね。私は個人的には市町村を回れる事に関しては非常に関心がございますので、もしそういったお知らせを頂ければ、少しお邪魔して良いのかどうかという事を伺って、一緒に参加できる場合には参加できれば。そういった事ができれば、こういった会議の時にもう少し自分の事のように親身になって考えられるのかなあという気がします。いかがでしょう、よろしくをお願いします。

市瀬会長) ありがとうございます。シンポジウムの方は必ずお知らせを頂いていますけれども、その他の事業についてという事でした。

課長) その他の事業につきましては、県だけでやっていない部分もありますので、そちらの機関とも相談させていただきながらということになります。ただ、御関心のある部分については是非知りたいという委員の方の御希望もあるかと思っておりますので、どういう形で叶えられるか検討してみたいと思います。

市瀬会長) それでは残念ながら本日は16時20分までという事ですけれども、何か特にございますでしょうか。

もしなければ本日の議事を終了させていただきたいと思っております。

それでは進行について事務局にお返しいたします。よろしくをお願いします。

司会) はい、市瀬会長それから委員の皆さま、本日はたいへんありがとうございました。

最後に、その他といたしまして今年度の開催予定について御連絡申し上げます。

先程議事の中で、当課三坂課長から発言がございましたが、今年度につきましては皆さまの任期が11月で満了となる予定となっております。その後に委員の先生方の改選を行いまして、出来れば年明けにでも第2回目の審議会を開催したいと考えてございます。詳しくは追ってまた御連絡を申し上げたいと思います。

それでは、以上を持ちまして本日の多文化共生社会推進審議会を、これで終了させていただきます。

本日はお忙しい中、こちらにお越し頂きまして、また御審議いただきましてありがとうございました。